

兵庫県パートナーシップ制度の運用開始

1 制度創設の目的

- 法的に婚姻が認められていない同性カップルや、様々な事情により婚姻の届出をしない、あるいはできないカップルの日常生活の困りごとや不安の解消につなげる。
- 誰もが人生のパートナーと協力しながら、安心して暮らせる環境づくりを目指す。

2 スケジュール

■ 運用開始 令和6年4月1日(月)

■ 受付開始 令和6年3月25日(月) 午前10:00～

※電子申請や電話での予約受付(持参の場合)等が可能

3 届出ができる方

- ① 成年に達していること (満18歳以上)
- ② いずれか一方は県内に住所を有し、または県内への転入を予定していること
- ③ 民法における配偶者がいないこと
- ④ 届出しようとする相手方以外の者との間にパートナーシップの関係がないこと
- ⑤ 民法に定める婚姻できない近親者でないこと

兵庫県パートナーシップ制度

令和6年4月1日スタート

兵庫県パートナーシップ制度とは

- お互いを人生のパートナーとして認め合ったお二人が、日常生活において継続的に協力し合うことを約した関係であることを届け出し、県がその届出を受理したことを証明(受理証明書を交付)する制度です。
- 婚姻が認められていない同性カップルや、様々な事情により婚姻の届出をしていないカップルなどの日常生活の困りごとや不安が解消され、誰もが人生のパートナーと協力しながら安心して暮らせる環境づくりを目指すものです。

※本制度は、法律上の婚姻とは異なり、法的な効力(相続、税金の控除等)が生じるものではありません。

日常生活の困りごとや不安の例

パートナーの親について、介護施設等での面会や付き添いを断られる。

パートナーやその子ども(親)が入院している時に、面会や病状説明を断られたり、緊急入院する際、手続や付き添いを拒否される。

自分たちの関係が、地域社会から認められていない、拒絶されていると感じる。

公営住宅には同居親族でないし入居できない。

パートナーの子どもについて、保育所等の送り迎えや行事への参加の際、子どもとの関係を理解してもらえない。

A

パートナーシップ制度届出受理証明書

兵庫県パートナーシップ制度実施要綱の規定に基づき、届出を受理しました。

【本人】 氏名 (年 月 日 生)

【パートナー】 氏名 (年 月 日 生)

届出日 年 月 日

交付番号 第 号 兵庫県知事 印

C:兵庫県花[のじぎく]

パートナーシップ制度届出受理証明書

兵庫県パートナーシップ制度実施要綱の規定に基づき、届出を受理しました。

【本人】 氏名 (年 月 日 生)

【パートナー】 氏名 (年 月 日 生)

届出日 年 月 日

交付番号 第 号 兵庫県知事 印

B:兵庫県マスコット[はばタン]

パートナーシップ制度届出受理証明書

兵庫県パートナーシップ制度実施要綱の規定に基づき、届出を受理しました。

【本人】 氏名 (年 月 日 生)

【パートナー】 氏名 (年 月 日 生)

届出日 年 月 日

交付番号 第 号 兵庫県知事 印

受理証明書は

A～Cの3種類から

選択できます。

【裏面】子や親等の氏名を記載する場合

カードの提示を受けた皆様へ
このカードは、本人がいない場合のパートナーとして目的の項目に記入し、必ず両方に本人の捺印を必要とする場合があります。届出を受理された方はその届出を十分ご確認くださいますようお願いいたします。また、本人が親等本人の同意なく記入しないで行ってください。

【捺印欄】
(捺印名を記載している欄の印欄上の氏名)

【本人】 氏名 (年 月 日 生)

【パートナー】 氏名 (年 月 日 生)

【届出者の実印】 氏名 (年 月 日 生)

兵庫県県民生活総務課 電話078-362-9135

※希望に応じて、生計を一にする子や親等の氏名を受理証明書に記載します。

PR用リーフレット

4 届出の方法

- ① 住所が確認できる書類（住民票の写し等）
- ② 婚姻していないことが確認できる書類（戸籍抄本、独身証明書等）
- ③ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

※子どもや親等の記載を希望する場合は、届出者との関係が確認できる書類等が必要

・ 電子申請
(24時間対応)

・ 郵 送

・ 持参
(要予約)

県庁や周辺施設の
会議室で対応

5 受理証明書の交付

- ・ お互いを人生のパートナーとして認め合ったお二人が届出をし、県が届出を受理したことを証明
(カードサイズの受理証明書を郵送で交付。ただし、希望者には対面で交付。)
- ・ 希望に応じて、生計を一にする子や親等の氏名を記載

【表面】

パートナーシップ制度届出受理証明書			
兵庫県パートナーシップ制度実施要綱の規定に基づき、届出を受理しました。			
【本人】	【パートナー】		
氏名	氏名		
(年 月 日生)	(年 月 日生)		
届 出 日	年 月 日		
交 付 番 号	第 号	兵庫県知事	印
	年 月 日		

【裏面】子や親等の氏名を記載する場合

カードの提示を受けた皆様へ

このカードは、お二人が互いを人生のパートナーとして認め合い相互に協力し合う関係にある旨の届出を本県が受理したことを証明するものです。提示を受けた方はその趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。また、個人情報をご本人の同意なく口外しないでください。

【特記事項】
(通称名を記載している場合の戸籍上の氏名)

【本人】	【パートナー】
氏名	氏名
(届出者の近親者)	
続柄 氏名 (年 月 日生)	
続柄 氏名 (年 月 日生)	
兵庫県県民生活部総務課人権推進室 電話078-362-9135	



詳しくは、
兵庫県ホームページ
をご覧ください



受理証明書の提示により、行政サービス（公営住宅の入居、公立病院の面会等）が利用しやすくなります。また、利用できる民間サービスもあります